

初再診時の選定療養費について

当院は2023年8月1日より紹介受診重点医療機関に選定されました。

国の制度により、外来機能の明確化・連携を進める観点から、一定規模（一般病床200床）以上の対象となる病院（紹介受診重点医療機関等）においては、紹介状を持たずに外来受診する患者等から、一部負担金（3割負担等）とは別に「選定療養費（以下特別の料金）」を徴収することとされています。当院は、紹介受診重点医療機関となっているため、徴収が義務づけられています。

【初診時の特別の料金】

（消費税込）

医科：	<u>7,700円</u>
歯科：	<u>5,500円</u>

●初診時の特別の料金を負担いただく方●

○紹介状を持参せずに初めて受診する場合

初めての受診には、以下のような場合を含みます。

- ・治療期間が終了（治癒）後に再び受診した場合
- ・任意に診療を中止し、再び受診した場合

※しばらく受診のない場合も負担いただくことがあります。

【再診時の特別の料金】

（消費税込）

医科：	<u>3,300円</u>
歯科：	<u>2,090円</u>

●再診時の特別の料金を負担いただく方●※受診の都度ご負担となります。

○受診科の医師より、他の医療機関に紹介状を交付されたにもかかわらず、当該科を受診した場合
診療所等に紹介をおこなう旨の申出をおこなっているにもかかわらず自己の選択により受診した場合（別診療科の受診が継続する場合も同様）

【特別の料金を負担いただかない方】

- 紹介状を持参した場合
- 救急車で来院した場合
- 当院医師が治療中の疾患に対し必要と判断し他の診療科に院内紹介し受診した場合（医科・歯科問わず）
- 健診にて実施した特定健康診査、がん検診等の検診結果を持参し、精密検査の指示で受診した場合
- 国、県、市などの各種公費負担制度の受給者である場合（子ども医療、母子・父子医療を除く）
- 外来受診から継続して入院した場合
- 休日夜間に受診する場合
- 労働災害（通勤災害）、公務災害、交通事故による受傷、自費診療で受診した場合
- 災害により被害を受けた場合